

○上天草市移住支援助成金交付要綱

平成28年9月9日告示第76号

改正

平成29年5月26日告示第46号

上天草市移住支援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の持続的発展に不可欠な定住人口の維持・拡大を図るため、本市内に住宅を新築又は購入し、移住する者に対し、予算の範囲内において、上天草市移住支援助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、上天草市補助金等交付規則（平成16年上天草市規則第35号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 3年以上居住することを前提に本市内に転入し、本市の住民基本台帳に登録し、かつ、本市内に生活の実態があることをいう。ただし、転勤、就学その他一時的な転入でないこと。
- (2) 移住者 市外から本市に定住することを目的に転入した者をいう。
- (3) 住宅 自己の居住の用に供するものとし、居室、台所、浴室、トイレ及び玄関を有するものをいう。

(助成金の種類及び交付額)

第3条 助成金の種類及び交付額は、別表のとおりとする。

(助成金の交付対象者)

第4条 助成金の交付対象者は、移住者であって、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 転入日の前日から起算して過去5年以上本市以外の市区町村に居住していた者
- (2) 上天草市暴力団排除条例（平成24年上天草市条例第5号）第2条第1号及び第2号に規定する暴力団又は暴力団員でない者
- (3) 市区町村税の滞納がない者
- (4) 別表に掲げる助成金の種類ごとに応じた交付対象者の要件を満たす者

(交付申請及び実績報告)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、上天草市移住支援助成

金交付申請書兼実績報告書（様式第1号。以下「交付申請書兼実績報告書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 申請者の住民票
- (2) 申請者の戸籍の附票
- (3) 申請者が市区町村税の滞納がないことを証明する書類
- (4) 別表に掲げる助成金の種類に応じた交付申請に必要な書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定は、転入日の翌日から起算して1年を経過した後に申請があった場合は、これを認めない。

（交付決定及び額の確定）

第6条 市長は、前条の規定による助成金の交付申請兼実績報告書の提出があったときは、当該申請内容を審査し、助成金の交付決定及び額の確定をしたときは、上天草市移住支援助成金交付決定及び確定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（交付請求）

第7条 前条による助成金の交付決定及び額の確定通知を受けた申請者は、上天草市移住支援助成金交付請求書（様式第3号）により市長に助成金を請求するものとする。

（交付）

第8条 市長は、前条に規定する請求書を受理した場合は、速やかに助成金を申請者に交付するものとする。

（交付決定の取消し及び助成金の返還）

第9条 市長は、助成金の交付を受けた申請者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消し、既に交付した助成金の返還を申請者に命じることができる。ただし、やむを得ない特別の事情があると認めるときは、助成金の返還を免除することができる。

- (1) 助成金の交付対象者の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (3) その他市長が相当と認める事由があるとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消し、既に交付した助成金の返還を決定したときは、上天草市移住支援助成金交付決定取消及び返還決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成29年5月26日告示第46号）

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第3条、第4条、第5条関係）

| 助成金の種類 | 助成金額 | 交付対象者 | 交付申請に必要な書類 |
|----------|-----------------------------------|--|--|
| 住宅取得助成金 | 新築又は購入した住宅1物件につき20万円とする。 | ア 転入日から起算して1年以内に本市内に住宅を新築若しくは購入した者又は本市内に住宅を新築若しくは購入した日から起算して1年以内に転入した者 イ 新築又は購入した住宅の登記名義人であること。 | ア 住宅の工事契約請負書又は売買契約書の写し イ 土地及び建物の登記事項証明書 ウ 新築又は購入した住宅の平面図又は間取り図の写し エ 新築又は購入した住宅の外観及び内観写真 |
| 引越し費用助成金 | 引越しに係る経費の3分の2に相当する額とし、10万円を上限とする。 | 本市へ移住（転入）する際に引越し事業者が荷物の搬送を依頼した者 | 引越しに係る費用の根拠書類（領収書等） |
| 自動車購入助成金 | 軽自動車又は普通自動車の購入に係る経費の3分の2に相当する額と | ア 転入日から起算して1年以内に自ら使用する目的で自動車を購入した | ア 購入した自動車車検証の写し イ 車両販売店が発行した自動車購入に係る申請者名義 |

| | | | |
|------------------|---|---|--|
| | し、軽自動車にあつては10万円、普通自動車にあつては15万円を上限とする。ただし、同一世帯(申請者の属する世帯)につき1台までとする。 | 者 イ 自動車の自動車検証に使用者として記載されている者 ウ 転入時において、軽自動車又は普通自動車を保有していない者 | の領収書の写し |
| 普通自動車運転免許取得費用助成金 | 免許取得に直接要した費用の2分の1以内とし、10万円を上限とする。ただし、同一世帯(申請者の属する世帯)につき1人までとする。 | 転入日から起算して1年以内に市内の自動車学校で教習を受け、普通自動車運転免許を取得した者 | ア 取得した自動車運転免許証の写し イ 自動車運転免許取得に係る費用の根拠書類(領収書等) |

備考

- 1 助成金の交付は、同一世帯(申請者の属する世帯)につき助成金の種類ごとに1回限りとする。
- 2 助成金額に千円未満の端数が生じた場合は、その額を切り捨てた額とする。

様式第1号(第5条関係)

様式第2号(第6条関係)

様式第3号(第7条関係)

様式第4号(第9条関係)